

蒲郡市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために、市が保有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報その他の印刷物

イ 市のWEBページ

ウ 市の公有財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの（議員又は長の任期満了前6月から公の選挙当日までの期間において、当該公の選挙に立候補する意思がある者の広告を含む。）

(5) 宗教性のあるもの

(6) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの

(7) 迷信、非科学的なものに関するもの

(8) 社会問題、係争中のものについての主義主張

(9) 個人又は法人の名刺広告

(10) 美観風致を害するおそれがあるもの

(11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(12) 社会的、市民生活の観点から適切でないもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等その構成員がその活動のために利用する広告

イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業及び愛知県青少年保護育成条例(昭和36年愛知県条例第13号)で規制される営業行為等に関する広告

エ 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業

オ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届出をしていないなど各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告

カ 文部科学省、都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告

(13) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされる広告

イ 将来の利益の誇示、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告

ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業の広告

エ 過去5年間に公的機関又は行政機関から指名停止などの行政指導を受けた企業の広告

(14) その他市の広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告を掲載しようとするときは、当該広告媒体を所管する課等の長(以下「主管課長」という。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した募集要項(以下「要項」という。)を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか広告の募集に関し必要な事項

2 主管課長は、要項を公表するにあたっては、次に掲げる事項を広報がまごおり及び市のホームページに掲載しなければならない。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 要項の入手方法
- (3) 広告申込み先、申込み方法及び申込み期限
(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告媒体ごとの要項により定められた広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、蒲郡市広告審査委員会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

- (1) 市内に本社若しくは本店を有する企業又は自営業に係る広告
- (2) 市内に支店、営業所等を有する企業又は自営業に係る広告
- (3) 前2号に規定する広告以外のもの

2 同一順位において、広告掲載が適当と認める申込みが複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載申込者に対し、その結果、掲載内容及び条件等を通知しなければならない。

(蒲郡市広告審査委員会の設置等)

第7条 広告掲載する広告の内容等を審査するため、蒲郡市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 行政課長
- (4) 財政課長
- (5) 主管課長
- (6) その他市長が必要と認める者

3 審査会に委員長を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する職員が職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部行政課において処理するものとする。ただし、審査に関する資料の作成は、広告媒体を所管する課等が行うものとする。

(広告掲載料の納付及び経費の負担)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の定める期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 広告掲載に係る広告の作成費は、広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を納期限までに納付しなかったとき
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき
- (3) 広告主が広告の原稿を納期限までに提出しなかったとき
- (4) その他市長が広告の掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により
広告の掲載ができなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償請求)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(1) 広告掲載内容により市が損害を被ったとき

(2) 広告主の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止したことに伴い市に損害が発生したとき

(電子情報処理組織による手続の特例)

第15条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。